

報道資料

平成21年3月31日
連絡先 奈良県土木部まちづくり推進局
地域デザイン推進課
担当 民間活動推進係 藤野、甲賀
電話 0742-27-5433
内線 4325、4328

明日香村を「景観行政団体」として知事同意しました！
～貴重な歴史的風土をより積極的に保存していくため、独自の景観行政を実施～

明日香村より景観法第7条第1項ただし書の規定に基づき、「景観行政団体」となる協議があり、平成21年3月31日付けで知事はこれに同意しました。

県内では、橿原市に続き2番目の知事同意による「景観行政団体」となります。

1 「景観行政団体」とは

景観行政団体は、景観行政を担う主体であり、景観法に基づく景観計画の策定など各種の施策を行うことができます。都道府県、指定都市、中核市については、景観法により自動的に景観行政団体となり、指定都市、中核市以外の市町村は、知事と協議し、その同意を得ることで景観行政団体になることができます。

2 奈良県内の景観行政団体

現在、県内の景観行政団体は、奈良県と奈良市（中核市）、橿原市（平成18年に同意済み）で、明日香村は4番目の景観行政団体となります。

3 明日香村が景観行政団体となるまでのスケジュール

同意	（奈良県）	平成21年	3月31日
公示	（明日香村）	平成21年	4月1日（予定）
景観行政団体になる日		平成21年	5月1日（予定）

4 明日香村の今後の景観施策の方向性

既存法令（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、奈良県風致地区条例）と併せて、明日香村の貴重な歴史的風土をよりきめ細やかに保存すると共に、美しい村づくりを目指して、住民との協力体制をより積極的に推進し、景観計画の策定、重要文化的景観の指定など景観法上の主要な事務を自ら行います。

奈良県における景観条例制定、景観計画策定の取組について

平成21年4月17日 奈良県

奈良県では、世界に誇る歴史文化遺産や、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境を保全するとともに、生活舞台としての良好な都市景観を創出し、「美しく風格のある奈良」を創造するため、景観法に基づく景観計画の策定と景観条例の制定による取組を進めています。

1) 景観計画に基づく県内全域での大規模な行為に対する規制誘導

- ・ 景観計画策定により、県内全域の古都保存法、風致地区条例等による景観規制のなかった地域での大規模な建築物、開発行為などについて届出による規制誘導を導入
奈良市、橿原市、明日香村（平成21年5月1日予定）の景観行政団体の区域は除く
- ・ 届出対象（例：建築物）：一般区域は、建築面積1,000㎡超、又は、高さ13m超

2) 重点景観形成区域を設定し、きめ細かい規制誘導により、沿道の景観づくりを推進

歴史文化遺産が集積する地域の沿道 <第1種特定区域> - 2路線

（対象地区）法隆寺地域、山の辺地域

広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺沿道 <第2種特定区域> - 3路線

（対象地区）郡山、法隆寺、香芝の各インターチェンジ

交通網を形成する広域幹線道路沿道 <広域幹線沿道区域> - 15路線

（対象地区）国道24号、168号、中和幹線、枚方大和郡山線 等

- ・ 届出対象（例：建築物）：
 - ・ 建築面積100㎡超、又は、高さ10m超（戸建住宅除く）
 - ・ 建築面積500㎡又は高さ10m超

3) 景観形成基準について色彩基準等をできる限り明確化

- ・ 建築物などの外観の色彩は、地域ごとの特性に対応するため、4つの地域区分でマンセル表色系で数値規制（他府県基準と比べて地域区分に応じたきめ細かい規制）など

4) 市町村景観行政団体との連携による重点的な景観形成

- ・ 大宮通りなどは、景観行政団体である奈良市等と連携を密にして重点的に景観形成
- ・ 既存の建築物の外観変更、広告物除却等に対する修景助成制度を創設

5) 公共事業については「公共事業景観形成指針」を定め、地域の景観づくりを先導

6) 県民等が主体となる景観づくりへ2つの制度を創設

条例で「景観住民協定制度」を創設

- ・ 花づくりなど住民の同意による協定を県が認定し、公表

条例で「景観資産登録制度」を創設

- ・ まほろば眺望スポット百選など、地域の景観資源を県が登録し、公表・発信

スケジュール

平成21年	4月1日	景観条例の一部施行
	5月1日	景観法に基づく景観計画の告示（予定）
	11月1日	景観計画施行、景観条例の全部施行